

名稱

トアリ猶ホ年官年爵篇ヲ參看スベシ、

〔有職問答〕一准后事

俗體法體女房にも有之但清花には希也、

北畠に任じ候事候由被仰出候其分候哉、

親房卿於南朝宣下也當朝には雖不可用之于今准后と稱來候

〔官職難儀〕准三后とは太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三に准する事なり、后の宮にて有を、男又法中になさる、事道理に叶はぬ様なれど、貞觀十三年に忠仁公准三后年官、年爵、封戸等を賜はらる、是は官爵封戸を給らん爲なり、年官年爵とは春除目に諸國の據一人目一人、秋除目に内官を給、叙位に叙爵を一人給る也、給をば誰にても申任じ給ふ事なり、又法中に成給ふは光明峯寺關白の御息御室法助を申せしに御母儀政所准后にてわたり給ひしを讓申されたるより此かた、例となりて皆成給ふなり、三后とも三宮ともいづれへも申なり、同事也、准后とは中略したる事也、

〔准后准三后考〕謹て按するに、○中桓武より後は代々皇后宮、中宮、二宮を並置かれしなり、

此事は、むづかしき事にて、其説長ければ先大略を考るすなり、○中然るに又近き代には、女御よりすぐに中宮に立給ふといふこともなく、多くは准后的宣旨を行はる、例になりたり思ふに是は其初より女御にはましまさず、女御代にておはしますが故に、又中宮に准せられて准后的宣旨ありて、後々には院號を参らせらる、事にぞあるべき。

〔桂史抄下宮〕准三宮事

内親王并女御、帝外祖母、執政臣等多有此事、當日内記参入、上卿著仗座召内記、内記参転仰云、某可准三宮、□□内記退歸成草參進、内覽奏下如恒、次持參清書、覆奏之後、上卿還座、内記□□退、上卿召